地 域 人  $\Box$ の急減に対処するため の特定地域づくり事 業の 推進 に関する法律案に対する附帯 議

参議院総務委員会)

政 府 及び地方公共団 1体は、 本法施 行に当たり、 次の 事項について適切 な措置を講ずべきである。

めの参考になる定量的基準を定めるなど必要な措置を講ずること。の不足している地区においてのみ認定・設立されることとなるよう、過疎地域の基準等知事いて特に支援を行うことが必要であると認められる地区」との要件を十分に踏まえ、真に地にとなるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況」にあり、かつ「地域づくり人」、都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合を認定するに当たっては、「地域社会の維持、 \*等知事が認定すう、真に地域づくり人材の確保についましく困難

的 特定 体 制 が地 確 域づくり事業協同 保され ていることを確認するとともに、 組合の認定に当たっては、 その のために必要な措置及び支援策を講ずること。労働者派遣事業の運営に関して十分な専門性及び人

淮 、教育訓練の実施その:特定地域づくり事業協 他同 !の労働者の保護に関する法制度について、!組合に対し、労働条件の明示、時間外労働 十分な情報提供を行うの制限、派遣労働者の を行うこと。 直 接 雇 用  $\mathcal{O}$ 推

四、 きる限 特定 り当該 地 域づくり事業協同 人口急減地 |区外の人材が採用されるよう、移住や定住支援等必要な各種施策を講ずること。||同組合がその職員となる無期雇用派遣労働者を募集・採用するに当たっては、で

五 対し十分な事前説明が行われるようう事業に係る業務又は事務の内容、 特定 地 域 づくり事業協同 の内容、想定される派遣先の業務又は事な組合がその職員を採用するに当たっては、 るよう適 一切に指導すること。 事務の内容、は、組合の事業 待遇等について事業計画の内容、 、その者に組合員の行

員 事業協力定地域 労させ せることのない社ること等の組合の組合員という。 同を づくり事 ,よう対策を講じること。《となった事業主が、既に雇用している従業員を解雇して事業協同組合の職員でなった事業主が、既に雇用している従業員を解雇して事業協同組合の職員等の職員の理解を得るための措置が講じられるよう、適切に対処すること。[組合がその組合員として新たな事業者を加入させようとする場合には、事前 員 前 ま 12

機来 会のキ 特 実 定 確ヤ保リ 施 ヤ地 等 域 ののア づくり事 取た形組め成 が行配図 業 ること 慮、 わ 協 れ 同 れるよう、 特定の事に組合の事 の事業に従れる。所要の世界を表している。 措置を講ずること。に事する期間の確保、必要な教育訓練の、事業協同組合において、職員本に域づくり人材として特定地域づくり 練本・人 事 業 キの キャリアの希望に対象に従事 ハコンサルティンに適合する就業の i 0 0 適 切 イン 12  $\mathcal{O}$ 

上お の義 資 V (するよう適切に管理・運用されるよう必要な措置を講ずること。)義務を果たすべきものであることに鑑み、これらの委託した業務.て義務付けられている業務の一部を第三者に委託する場合には、主定地域づくり事業協同組合が、教育訓練・キャリアコンサルティ した業務が職員の能力台には、本来、当該組サルティングの実施を 能力向上及びた 認組合が責任な 心をの他の労働 キャ持 働 者 リア形 つて同 派遣法! 成 法に

を 意を得るよう指導すること。この場合において、都道府県知事は、新たな事業計画を受理する 定 及ぼ域 定地 す程 域づくり事業協同 づくり事 度に 事業内容 「容を変更しようとする場合には、「組合が雇用する職員の雇用の継続」 組合がその職員に対し事前に十分な説明を行うべきことを周 職員に設備して (に対し、事前に十分な説事する業務の内容、労働 開を行 知 条 条件等に すること。 重 理 大 解な

多業に  $\mathcal{O}$ 労働・ 定 わ 地 たる 域 べくり 衛 E生教育()可能性() 育の実施なず! 生があることから、事にとから、事に組合の職員が とも ま装協同 従 事 す して十分な安全対策がなされる組合が職員の労働安全衛生 Ź 特定地 域 うづくり 事 業 は しるよう必要な特別の確保に特に注意 措置を  $\mathcal{O}$ を 払 内 が 事多前種

保されるよう必要な措置ができるよう、当該地域 特定 地 域づくり事 恒置を講ずること。 地域における適正なv 事業協同組合の職員が な水 が安心 (準の給与及び手当等の確保その他の適切な労働・生活環境:安心して働き、扶養する家族を含めて安心して生活を営む が

業協 のめ ことができるよう、 ) 普及その他必要な措置を講ずること。 
の措置、休業手当の支払等の労働関係法令に基づく雇用者責任を適切に果たすことができるための知識素協同組合が新たな就業機会を提供できない場合であっても、職員の雇用及び賃金の支払の維持を図るたことができるよう、関係事業者団体との間の情報の共有の促進その他必要な措置を講ずること。また、事一、特定地域づくり事業協同組合が、その職員を派遣する場合、安定的かつ継続的に就業先の提供を行う

合には、特定地域 講ずるとともに、 対 [ずるとともに、事業廃止命令を受けた事業協同組合については速やかにその認定を取り消で労働関係法令違反が認められた場合には、労働者派遣法に基づいて事業廃止命令その他でには、業務改善命令その他所要の措置を講ずること。また、事業協同組合において、労働なを解雇した場合、その職員の就業条件に十分に配慮していない場合など、不適切な行為がで、特定地域づくり事業協同組合において、新たな就業機会を提供できないことのみを理由、 処すること。 圏者派遣. ~認めら. 所要 とし す など適  $\widehat{\mathcal{O}}$ 切

十四、 する場合に りる場合におり地方公共団体 いては、当該職員体の任命権者は、 (の自主性を損なうことのないその職員である一般職の地方 ないよう配慮しなければならないこと。地方公務員が公務外で特定地域づくり事 従

右決議する。